

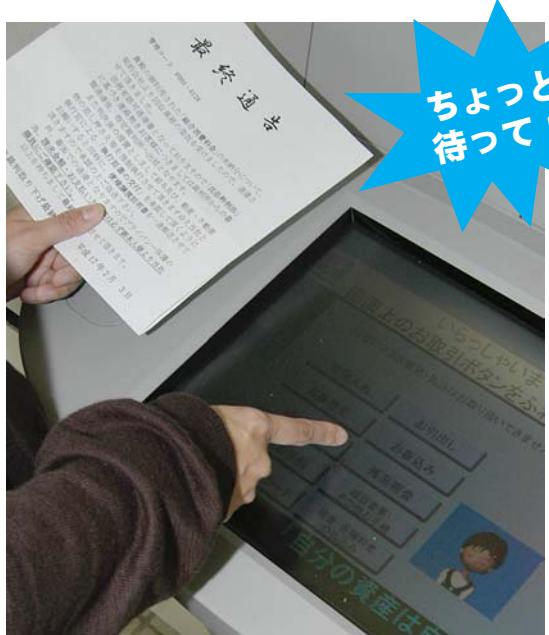
平成17年
4月5日号

No. 6

●毎月5・15・25日発行

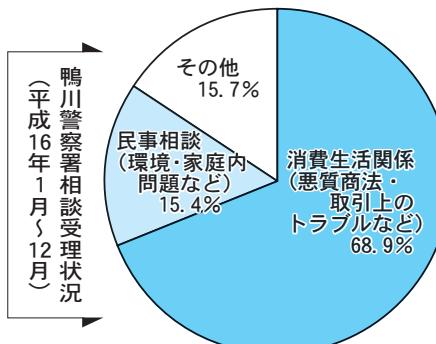
広報かもがわ

- 編集発行・鴨川市役所市長公室
広報広聴係
- 電話・04(7093)7827
- FAX・04(7093)7850
- 住所・〒296-8601 鴨川市横渚1450
- ホームページ
<http://www.city.kamogawa.lg.jp/>



ちょっと待つ!

払い込む前に確認を 「架空請求詐欺」が急増中



左図は、昨年1年間に鴨川警察署で受け付けた各種相談件数を、グラフにまとめたものです。これをみると、消費生活関係の相談は約70%と全体の大半を占め、多くの市

「いつ利用したのかな…」 不安に付け込む巧妙な手口

困ったときは声をかけて 身近な窓口「市民相談室」



「架空請求が送られてきた。どうしたらしいの?」こんな時は、市役所1階の『市民相談室』にご連絡ください。この相談室は、市民福祉や行政サービス向上のために、身近な

相談窓口として設置されたものです。悪質商法や詐欺犯罪については、平成16年4月から17年2月までに98件の相談を受け付け、問題解決に向けた助言や、警察署・県消費生活センターなどの紹介を行っています。

この他にも、行政に関する相談・要望や親子関係、離婚、相続などの悩みごとも受け付けています。どうぞ、気軽にご利用ください。

■日 時 毎週月・水・金曜日(祝日を除く)
午前9時から午後3時30分まで

■場 所 市役所1階市民相談室

■相談員 德富 正人氏(広場1170-12)

※問い合わせは同相談室(☎(7093)7852)へ。電話での相談も受け付けます

「現在、鴨川署管内で多く発生しているのは、身に覚えのない請求書を送りつけ、現金をだまし取る『架空請求詐欺』です。請求書の種類は、督促状や最終通告などさまざま。『裁判所へ差し押さえ』といった言葉を使い、受け手を不安にさせる手口が特徴です。幸い、今年に入つてからは、実際に支払ってしまったという被害の届け出はある

「架空請求が送られてきた。どうしたらしいの?」こんな時は、市役所1階の『市民相談室』にご連絡ください。この相談室は、市民福祉や行政サービス向上のために、身近な

相談窓口として設置されたものです。悪質商法や詐欺犯罪については、平成16年4月から17年2月までに98件の相談を受け付け、問題解決に向けた助言や、警察署・県消費生活センターなどの紹介を行っています。

この他にも、行政に関する相談・要望や親子関係、離婚、相続などの悩みごとも受け付けています。どうぞ、気軽にご利用ください。

■日 時 每週月・水・金曜日(祝日を除く)
午前9時から午後3時30分まで

■場 所 市役所1階市民相談室

■相談員 德富 正人氏(広場1170-12)

※問い合わせは同相談室(☎(7093)7852)へ。電話での相談も受け付けます

いまちなので、被害が出る可能性があります。しかし、だます側の手口も巧妙になっています。一人暮らしのお年寄りが多いまちなので、被害が出る前に正しい対処方法を知つてもう必要があります。

①身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

②請求者に決して連絡をとらないこと

③慌てて1人で判断せず、必ずだれかに相談すること

④あなたのお年寄りが多

いまちなので、被害が出る前に正しい対処方法を知つてもう必要があります。

⑤身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑥請求者に決して連絡をとらないこと

⑦身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑧請求者に決して連絡をとらないこと

⑨身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑩請求者に決して連絡をとらないこと

⑪身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑫請求者に決して連絡をとらないこと

⑬身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑭請求者に決して連絡をとらないこと

⑮身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑯請求者に決して連絡をとらないこと

⑰身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑱請求者に決して連絡をとらないこと

⑲身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

⑳請求者に決して連絡をとらないこと

㉑身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉒請求者に決して連絡をとらないこと

㉓身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉔請求者に決して連絡をとらないこと

㉕身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉖請求者に決して連絡をとらないこと

㉗身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉘請求者に決して連絡をとらないこと

㉙身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉚請求者に決して連絡をとらないこと

㉛身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉜請求者に決して連絡をとらないこと

㉝身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉞請求者に決して連絡をとらないこと

㉟身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉟請求者に決して連絡をとらないこと

㉟身に覚えのない請求には必ずだれかに相談してもらわなければなりません。

㉟請求者に決して連絡をとらないこと